

海外事務所ナショナルスタッフの雇用及び就業に関する内規

平成15年10月1日

独立行政法人日本貿易振興機構内規第26号

最新改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の海外事務所に勤務するナショナルスタッフの雇用及び就業については、特に現地の法令又は慣習による場合を除き、この内規の定めるところによる。

(採用)

第2条 海外事務所の長（以下「所長」という。）は、本部の承認を得て、円滑な業務遂行のためにナショナルスタッフを採用することができる。

2 ナショナルスタッフは、原則として海外事務所の所在国で就労できるステータス（以下「就労ステータス」という。）を保持する者であって、ナショナルスタッフの採用に当たっては、できる限り当該国の雇用政策等に配慮し、その募集は当該海外事務所の所在国でしなければならない。ただし、本部の承認を得た上で、機構がナショナルスタッフの就労ステータスの取得手続きを行うことができる。

3 所長がナショナルスタッフを採用しようとする場合には、あらかじめ次の事項を明記した採用連絡票を本部に申請し、その承認を得なければならない。ただし、現地法令又は慣習により明記できない事項があるときは、別紙にてその事由を報告する。

- 一 雇用者（所長）及び被雇用者（ナショナルスタッフ）の氏名
- 二 給与（本俸、現地法令又は慣習等で賞与又は手当を支給する場合にはその支給額と時期）
- 三 勤務時間（休憩時間、有給休暇等を含む。）
- 四 試用期間
- 五 解雇及び退職条項
- 六 契約期間
- 七 職種又は担当業務
- 八 その他本部が必要とする資料

4 所長は、前項について本部の承認を得た後、雇用契約を締結するものとし、契約締結後速やかに当該契約書及び付属書類の写しを本部に送付するものとする。

5 試用期間は、原則として3ヵ月間とする。

6 海外事務所においてナショナルスタッフの総数を変更しようとする場合は、募集を行う前に本部の承認を得なければならない。

(休職、退職及び解雇)

第3条 所長は、ナショナルスタッフが休職し、又は退職したときは、速やかに本部に報告しなければならない。ただし、解雇する場合には、あらかじめ本部の承認を得なければならない。

2 所長は、ナショナルスタッフの退職（死亡退職及び解雇を含む。以下同じ。）に際し、現地法令又は慣習に基づいて退職金等の支払いを要する場合には、あらかじめその支給額などについて、本部の承認を得なければならない。

3 所長は、第5条第1項各号に定める事項を遵守しないことその他の事由により、ナショナルスタッフとしてふさわしくないと認定したときには、雇用契約を解除し、直ちに当該ナショナルスタッフの解雇を本部に申請するものとする。前条第5項の試用期間中においても同様とする。

(定年)

第4条 ナショナルスタッフの定年は、現地法令又は慣習に基づく場合を除き、原則として満60歳とする。

2 現地法令又は慣習に基づく場合を除き、定年に達したナショナルスタッフの雇用は、原則として認めないものとする。

(遵守、届出及び禁止事項)

第5条 ナショナルスタッフは、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 雇用契約書に定める事項
- 二 海外事務所が本部の承認を得て、特に定めた就業規則その他の規則
- 三 所長及び上司の命令又は指示

2 ナショナルスタッフは、次の行為をしてはならない。

- 一 機構の名誉をき損し、又は利益を害すること。
- 二 職務上知り得た機構の秘密をもらすこと。
- 三 機構の秩序又は職場の規律をみだすこと。

3 ナショナルスタッフは、所長に対し、雇用契約締結のとき又は当該事項に変更が生じたときには、次の事項を届け出なければならない。ただし、現地法令により届け出る必要がない事項又は禁止されている事項については、この限りでない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 国籍
- 四 学歴
- 五 現住所
- 六 前各号に掲げるもののほか、所長が人事管理上必要とする事項
(勤務時間、休祭日等)

第6条 所長は、現地の法令又は慣習を勘案し、ナショナルスタッフの勤務時間及び休祭日を本部と協議の上、定めるものとする。

- 2 所長は、ナショナルスタッフを時間外に勤務させ、又は休日出勤させた場合には、勤務時間を変更することができるものとする。
- 3 所長は、現地法令又は慣習に従い、一定の基準を設けてナショナルスタッフに対し、有給休暇及び冠婚葬祭等に係る特別有給休暇を与えることができる。
- 4 ナショナルスタッフが欠勤しようとするときは、当該ナショナルスタッフは、所長又は上司に事前に事由を付して届け出なければならない。ただし、事前に余裕がないときは、事後速やかに届け出なければならない。
- 5 所長は、ナショナルスタッフの勤務状況を常時把握し、海外事務所の正常な運営管理に当たるものとする。
(ナショナルスタッフの出張)

第7条 所長は、業務上必要がある場合には、ナショナルスタッフに出張を命ずることができる。

- 2 出張に関する手続き及び旅費の支給は、海外事務所ナショナルスタッフの出張に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第72号）によるものとする。
(給与)

第8条 所長は、本部が提示する基準に則り、ナショナルスタッフの給与の改定を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、ナショナルスタッフの給与について本部の基準と異なる改定を希望する場合には、その改定理由、根拠となる客観性の高い資料等を添えて本部に申請し、その承認を得なければならない。ただし、特に現地法令によって規定され、あらかじめ本部の承認を得ている場合は、この限りでない。
- 3 支払い通貨は、現地通貨を基本とする。ただし、所長がやむを得ないと認める場合は、事前に本部と協議の上、支払い通貨を決定することができる。
- 4 ナショナルスタッフの毎月の給与の計算期間は、現地法令又は慣習に基づく場合を除き、月の初日から末日までとし、原則として、その月の21日に支給するものとする。

- 5 所長は、現地法令又は慣習等で賞与等をナショナルスタッフに支給する必要がある場合には、本部と協議の上、支給額を決定し、これを支給することができる。
- 6 所長は、ナショナルスタッフの勤務成績及び長期欠勤などを勘案し、前項に定める支給額を減額して支給することができる。
- 7 所長は、ナショナルスタッフの所得税その他諸税の支払いについて、現地法令により源泉徴収を義務づけられている場合は、これを実施するものとする。
- 8 ナショナルスタッフを月の途中で雇用した場合又はナショナルスタッフが月の途中で退職した場合の当該月の給与は、職員給与規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号）第11条の規定に基づきこれを算出する。

（社会保障）

- 第9条 所長は、現地法令に基づき雇用主の支払義務が伴う強制社会保障制度がある場合には、これに加入するものとする。ただし、加入に際しては、あらかじめ関係法令等を添えて本部の承認を得なければならない。
- 2 強制社会保障制度は存在しないものの、現地の慣習として広く実施されている制度（健康保険的性格を有する任意保険等）がある場合には、所長は、参考資料を添えて本部に申請し、承認を得た上で、これに加入することができる。
 - 3 現地法令又は慣習によって雇用主が負担すべきとされるその他の福利厚生に類するものの支給を必要とする場合には、所長は、参考資料を添えて本部に申請し、本部と協議の上、これを定め、支給することができる。

（その他）

- 第10条 ナショナルスタッフの雇用及び就業に関し、この内規に定めのない事項については、所長が本部と協議の上、決定することができる。
- 2 人材派遣その他役務契約による派遣職員又は臨時職員の就業においては、第5条の規定を準用する。また、ナショナルスタッフの産休取得又は長期病欠に伴う代替職員の雇用等ナショナルスタッフ給与経費を用いて雇用する場合及び長期間（反復継続を含む。）にわたり継続雇用を行う場合においては、第2条第1項から第4項まで及び第3条第1項の規定を併せて準用する。

（ナショナルスタッフの所長又は次長登用）

- 第11条 ナショナルスタッフを海外事務所の長に登用する場合における、当該ナショナルスタッフに係るこの内規の適用については、第2条第1項中「海外事務所の長（以下「所長」という。）は、本部の承認を得て」とあるのは「総括審議役（海外事務所担当）は」と読み替えるものとする。なお、この場合において、第3条第1項ただし書、同条第3項並びに第6条第4項及び第5項の規定は適用しない。
- 2 ナショナルスタッフを海外事務所の長又は次長に登用する場合における、当該ナショナルスタッフにかかるこの内規の適用については、第7条第2項中「海外事務所ナショナルスタッフの出張に関する内規」（独立行政法人日本貿易振興機構内規第72号）」を外国旅費規程独立行政法人日本貿易振興機構規程第40号）及び海外職員の旅行命令に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第66号）」と読み替えるものとする。なお、この場合において第2条第3項から第5項までの規定は適用しない。

（適用除外）

- 第12条 次の各号に掲げる規程又は内規の規定は、ナショナルスタッフには適用しない。

- 一 職員給与規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号）
- 二 職員退職手当規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第5号）
- 三 就業規則（独立行政法人日本貿易振興機構規程第7号）
- 四 人事評価規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第15号）
- 五 臨時職員に関する規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第22号）
- 六 海外職員用借上げ住宅規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第32号）
- 七 海外職員の防犯対策規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第42号）

- 八 再雇用規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第44号）
- 九 昇給、昇格・降格及び昇進・降職に関する規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第53号）
- 十 海外職員の休暇帰国に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第21号）
- 十一 海外職員の休暇帰国の実施に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第22号）
- 十二 海外職員及びその扶養親族の経費自己負担による一時帰国等に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第23号）
- 十三 海外職員の扶養親族本邦移転に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第24号）
- 十四 海外職員の帰任時の迂回旅行に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第25号）
- 十五 住居手当支給に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第28号）
- 十六 寒冷地手当支給に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第29号）
- 十七 職員の通勤手当支給に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第30号）
- 十八 単身赴任手当支給に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第31号）
- 十九 賞与支給に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第32号）
- 二十 海外職員の配偶者手当支給に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第35号）
- 二十一 子女教育手当支給に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第36号）
- 二十二 海外職員の住居手当支給に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第37号）
- 二十三 海外職員用借上げ住宅使用に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第43号）
- 二十四 海外職員の定期健康診断実施に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第45号）
- 二十五 海外派遣研修に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第46号）
- 二十六 海外職員の私有車、私宅電話の使用及び住宅兼用事務所経費の公費負担基準に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第57号）
- 二十七 健康管理のための休暇旅行に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第67号）
- 二十八 海外職員の高地保養休暇に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第68号）
- 二十九 扶養親族外国移転許可に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第70号）
- 三十 子女一時呼寄せに関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第71号）
- 三十一 海外職員の一時帰国中の本邦滞在費の支給に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第74号）
- 三十二 新入職員への旅費支給に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第75号）
- 三十三 再雇用規程に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第105号）
- 三十四 任期付職員の採用、給与及び就業に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第113号）
- 三十五 任期付研究員の採用、給与及び就業に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第113号）
- 三十六 昇格等審査委員会の設置に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第115号）
- 三十七 海外職員給与等に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第137号）
- 三十八 自己研鑽のための休職に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第138号）
- 三十九 国内派遣研修に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第143号）
- 四十 海外職員の配偶者等の出産帰国旅費に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第146号）
- 四十一 研修を目的とする海外実習に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第153号）
（ナショナルスタッフの日本国内勤務）

第13条 ナショナルスタッフを日本国内勤務させる場合に必要事項については、海外事務所ナショナルスタッフの日本国内勤務に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第117号）によるものとする。

2 日本国内勤務するナショナルスタッフについては、前条の規定にかかわらず、海外職員の休暇帰国の実施に関する内規第2条第3項第3号の規定を準用する。この場合において、「海外職員」とあるのは「日本国内勤

務するナショナルスタッフ」と、「本邦に」とあるのは「旧在勤国に」と、読み替える。

附 則

この内規は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年8月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。